

高エネルギー加速器科学研究科における修士学位取得資格者認定  
の手續きに関する申合せ

平成26年12月18日  
高エネルギー加速器科学  
研究科専攻長会議決定

(趣旨)

第1条 高エネルギー加速器科学研究科における修士学位取得資格者認定の手續きについては、「総合研究大学院大学学位規則」(平成元年規則第2号。以下「学位規則」という。)、  
「総合研究大学院大学高エネルギー加速器科学研究科における課程博士及び修士の学位授与に係る論文審査等の手續き等に関する規程」(平成16年大学規程高研第4号。以下「研究科学位規程」という。)に定めるもののほか、この申し合わせの定めるところによる。

(特定課題研究)

第2条 特定課題研究は、「高エネルギー加速器科学研究科共通科目『高エネルギー加速器科学認定研究』の実施方法に関する申合せ」に定める「認定研究レポート」を充てる。

(修士学位取得資格者認定の申請資格)

第3条 修士学位取得資格者の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)の申請資格は、研究科共通科目「高エネルギー加速器科学認定研究」(以下「認定研究」という。)を履修中又は単位修得済みであることとする。ただし、認定研究を履修中の申請者については、単位修得時まで研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けなければならない。

(申請期間)

第4条 後学期に認定を受けようとする申請者は、当該学期の12月20日から翌年の1月10日まで、前学期に認定を受けようとする申請者は、当該学期の6月20日から7月10日までに次条に定める書類を添えて申請しなければならない。

(申請書類等)

第5条 申請書類は研究科学位規程第12条に定める「修士学位取得資格者認定申請書」、「特定課題研究(認定研究レポート)」、のほか「修士論文特定課題研究要旨」及び参考となる他の論文等とし、申請者は当該申請者の所属する専攻の専攻長を経由し

て、研究科長に提出するものとする。

(審査委員会)

第6条 研究科長は、前条の書類を受理したときには、直ちに特定課題研究審査及び試験を研究科教授会に付託する。

2 研究科教授会は審査委員を選出するものとする。ただし、審査委員は、原則として認定研究審査委員を充てるものとする。

(審査・試験)

第7条 修士学位取得資格者認定に係る審査及び試験は、「認定研究レポート」の審査及び「認定研究発表会」をそれぞれ充てる。

(審査報告書)

第8条 前条に規定する審査及び試験に係る報告は、研究科学位規程第16条第2項に定める修士学位取得資格者認定審査等報告書とする。

附 則

1 この申合せは、平成26年12月18日から施行する。

2 高エネルギー加速器科学研究科における修士の学位審査等の手続きに関する申合せ（平成21年3月13日高エネルギー加速器研究科申合わせ）は廃止する。